

栃木市立藤岡第二中学校いじめ防止基本方針

本校では、全ての教職員が、「いじめは絶対に許されない」「いじめはいじめる側が悪い」という認識のもと、「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こりうる」という事実を踏まえ、いじめのない学校づくりに向けて、以下の基本方針に基づき学校組織をあげていじめ防止、対策に取り組みます。

1 いじめの未然防止に向けて

- (1) 生徒一人一人が、意欲を持って学校のさまざまな教育活動に取り組めるよう学業指導の充実を図ります。
- (2) 生徒一人一人に対して、いじめの問題を自分自身の問題として強く認識させ、「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成することで、自ら解決を図れるよう、計画的な指導を実践します。
- (3) 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。

2 いじめの早期発見に向けて

- (1) いじめは大人が気づきにくく判断しにくい状況で行われるということを、教職員一人一人が強く認識します。
- (2) 生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視し、生徒のささいな変化を見逃さないよう努めます。
- (3) いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して一部の教職員で抱え込むことなく組織的な対応を図ります。
- (4) 日ごろから生徒との信頼関係を深め、生徒がいじめを相談しやすい体制を整えます。
- (5) 日ごろから保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。
- (6) 生徒、保護者からのいじめの相談・通報の窓口を明確にします。

3 いじめの早期解決に向けて

- (1) いじめられている生徒や保護者の立場に立った対応を常に行います。
- (2) いじめられている生徒を徹底的に守り通します。
- (3) いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせたことで安易に解決したと思いつくことなく、組織的かつ継続的な対応を図ります。
- (4) いじめる生徒については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに、反省させ、二度といじめることのないよう、学校組織としてしっかりと指導します。
- (5) 保護者に対して、学校組織としてしっかりと説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向け取り組めるよう努めます。

4 いじめに対する組織的対応について

- (1) いじめ防止等の対策のための組織として、「いじめ防止対策推進委員会」を組織し、校務分掌に位置づけ、さまざまな教育活動を通して未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向けて組織的に対応します。
- (2) いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修、生徒指導会議を年間計画に位置づけて実施し、全ての教職員の共通理解を図るとともに、具体的な対応策を講じて対応します。

5 重大事態への対応について

学校はいじめ防止対策推進法第28条により、当該事案が重大事態と判断した場合には、教育委員会に報告するとともに、直ちに所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求めます。

6 いじめ防止に関する年間計画

月	実 施 内 容
4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回いじめ防止対策推進委員会 ・家庭訪問 ・「学校いじめ防止基本方針」の周知 ・相談に関するリーフレットの配布 <div style="text-align: right;">・生徒指導部会</div>
5	・生徒総会（人権スローガン作成）
6	・学校生活に関するアンケート①・教育相談①
7	・ 第2回いじめ防止対策推進委員会
8	・校外補導
9	・体育祭集団活動
10	・朋友祭集団活動
11	・三者面談
12	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活に関するアンケート②・教育相談② ・ 第3回いじめ防止対策推進委員会
1	
2	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活に関するアンケート③・教育相談③ ・ 第4回いじめ防止対策推進委員会
3	

7 いじめの相談・通報窓口

いじめの相談・通報は、教頭が窓口となって対応します。

TEL 0282-67-2024